

令和 7 年度第 1 回 国土交通省大阪航空局 総合評価等に関する委員会
審議概要

開催日及び場所	令和 7 年 9 月 5 日（金）（大阪航空局 会議室 B・C）
委 員	委員長 古阪 秀三（立命館大学客員教授） 委 員 鎌田 敏郎（大阪大学大学院工学研究科教授） 委 員 倉本 宜史（京都産業大学経済学部教授）
内 容	審議事項 「高知空港警備業務請負」 ・ 技術提案のテーマ設定及び評価基準等の妥当性
委 員 か ら の 意 見 ・ 質 問	意 見・質 問
	別紙【議事要旨】のとおり
委員会による具 申内容	審議事項について内容を了承

【議事要旨】委員からの主な意見・質問

審議事項 「高知空港警備業務請負」

（質問）警備業務内容の「無人航空機の侵入対応」について、事業者の技術力として、侵入を防ぐ、航行を妨げるというような手段を想定して業務内容の提案としているのか。

（回答）空港周辺での飛行を覚知した場合、警備員は無線連絡を行う。無人航空機に対しては警察に連絡し対応してもらうことになる。

（質問）５点の課題への対応策について、市場化テストを行うことをきっかけとして見直すこととしたものの、それとも市場化テストだから取り入れることができるものなのか。

（回答）今回は複数年契約で実施するところが大きな取り組みとなるが、国の契約は単年度で実施するのが通常であるところ、市場化テストでは複数年の契約が可能であるため取り組みとしている。

（質問）空港には他の施設やターミナルビルもあるなかで、記載の内容のみ業務として示されているのはなぜか。

（回答）ターミナルビル内の警備は運営者が実施しており、国では実施していない。

（質問）標準点について、業務内容は空港ごとに違いがあると思われるが、評価の標準点には高知空港の特性が考慮されているか。

（回答）高知空港に限らず、空港の業務において、どのようなところを注視するかというところが記載されていれば評価する。空港の規模等により状況は異なり、巡回する範囲に違いはあるが、基本的に業務として実施する内容に大きな差は無い。

（質問）警備業法の認定は高知県の認定に限定されるか。

（回答）全国どこかの認定でも可能。

（質問）実施完了後の評価においてどのような内容を評価するということを募集時に示しているか。

（回答）提案については、最終的に出口評価として実施される。各申請者の評価内容についてはお知らせすることになっている。

（質問）「従来の実施状況に関する情報」とはどのような内容か。

（回答）当業務においてどのような経費が必要かという情報となる。

（質問）高知空港での結果を受け、他の空港でも実施するのか。

（回答）関係者と調整のうえ、他空港でも同様な取り組みができるか検討することはあると思われる。

以 上